

平成 24 (2012) 年 7 月 5 日



街に、ルネッサンス



UR 都市機構

大槌町

独立行政法人 都市再生機構

東日本大震災関係

大槌町の復興まちづくりの推進に向け協力関係構築 ～復興整備事業に係る協力協定締結～

7月5日、大槌町とUR都市機構は、復興まちづくりを円滑に推進するため、協力協定を締結しました。

1. 概要

大槌町とUR都市機構は、平成24年4月11日に災害公営住宅の整備に係る基本協定を締結し、災害公営住宅の整備を協力して推進してきているところです。

今般、大槌町とUR都市機構は復興整備事業に係る協力協定を締結しました。

これにより、大槌町とUR都市機構は、町方地区において復興まちづくりを協力して推進していきます。

2. UR都市機構の支援内容

- ・町方地区の復興整備事業

3. その他

- ・協力協定（別添1）
- ・町方地区の区域図（協定別図）（別添2）
- ・UR都市機構による震災復興まちづくり（別添3）
- ・被災市町村との覚書・協定締結一覧（別添4）

○ お問い合わせは下記へお願いします。

大槌町

副町長

石津

電話0193(42)2111(代)

UR都市機構 岩手震災復興支援局

総務経理チームリーダー

岡谷

電話019(604)3066(代)

東日本大震災に係る大槌町復興整備事業の推進に関する協力協定書

大槌町（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、大槌町における復興整備事業（以下「事業」という。）の推進について、次のとおり協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東日本大震災の被災地の早期復興を図るため、甲乙の相互の連携を図り、大槌町における事業による円滑なまちづくりを甲乙協働で推進することを目的とする。

（復興整備事業の推進）

第2条 大槌町東日本大震災津波復興計画基本計画に位置付けられた次に掲げる地区（別図に示す区域。以下「対象地区」という。）において、乙は甲が対象地区で実施を予定している事業の推進に協力するものとする。

一 町方地区

（復興整備事業に係る役割分担等）

第3条 甲及び乙は、円滑かつ効果的に事業の推進を図るため、必要な情報交換を行うものとする。

- 2 甲は、事業の主体として計画策定及び合意形成等事業の推進を図るものとする。
- 3 甲及び乙は、対象地域の合意形成の状況及び計画の合理性等について甲乙間で確認した上で、事業の立上げに向けた計画検討、事業の推進に資するコーディネート、事業の実施等の乙の実施する業務について、甲乙間で協議するものとする。
- 4 乙は、前項の協議により乙が実施するものとして甲乙間で合意が得られた業務について、甲からの委託に基づき行うものとする。
- 5 前項の規定に基づく業務を甲が乙に委託する場合には、あらかじめ甲乙間で別途契約を締結するものとし、甲はその業務の実施に要する費用を乙に支払うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、本協定締結の日から平成31年3月31日（以下「期間満了日」という。）まで効力を有するものとする。

- 2 期間満了日までに甲及び乙のいずれか一方から本協定を終了させる旨の申入れがあった場合には、甲乙協議し、その取扱いを定めるものとする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

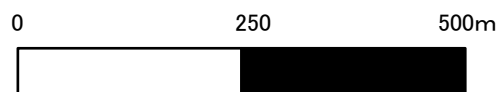
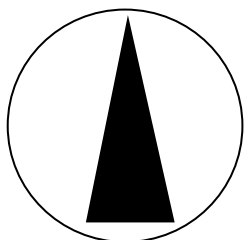
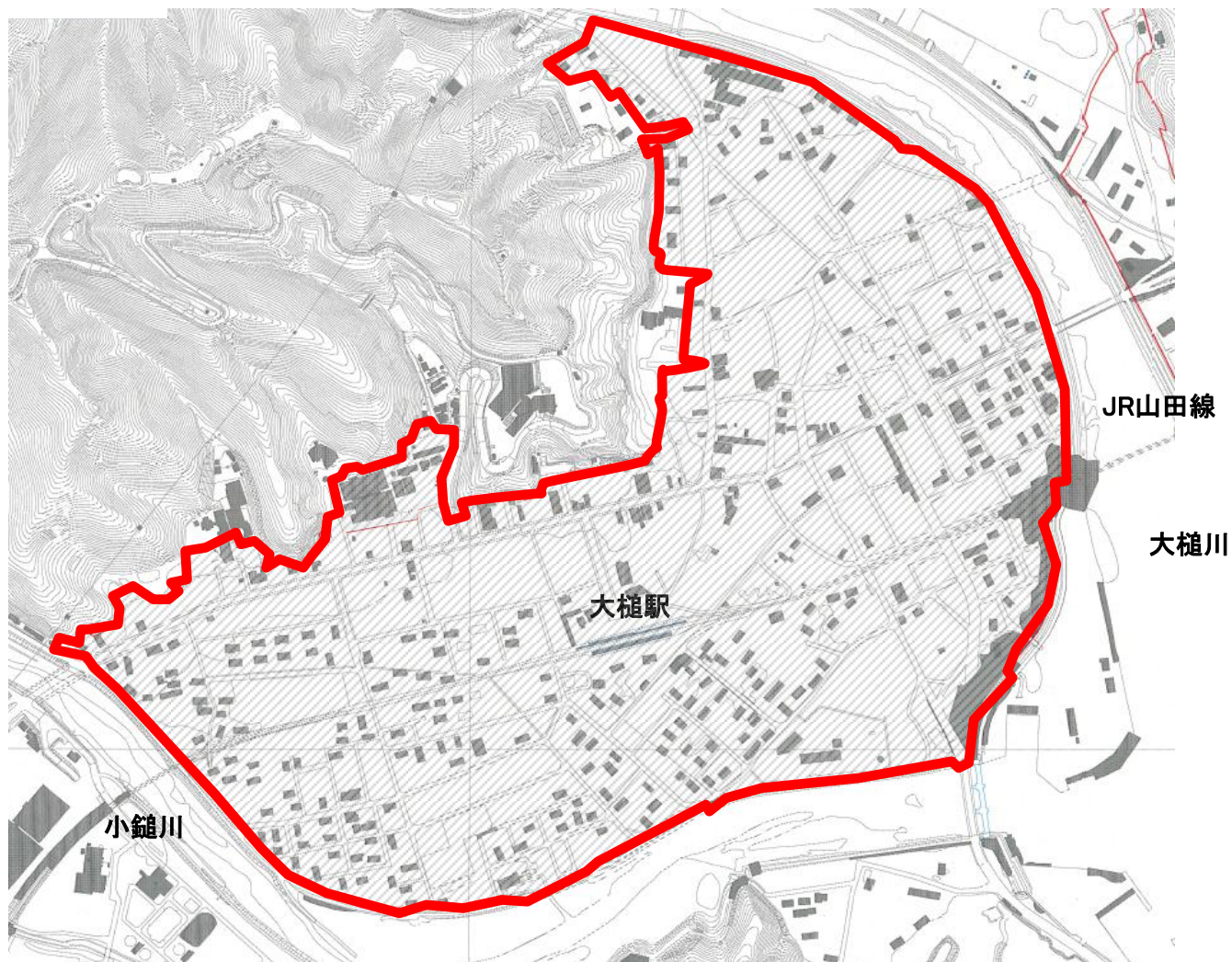
本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月5日

甲 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号
大槌町
町長 碓川 豊

乙 岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号
独立行政法人都市再生機構
震災復興推進役 小山潤二

町方地区



UR都市機構による震災復興まちづくり

— 復興整備事業支援 —

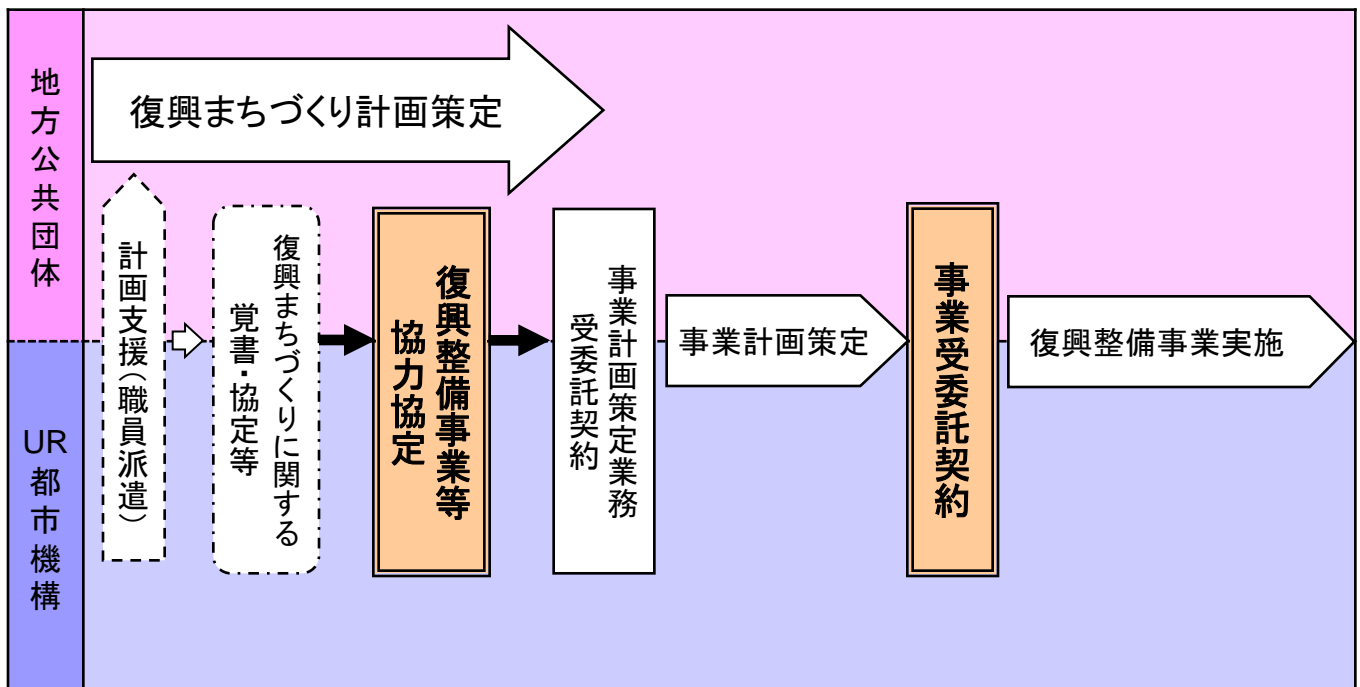
■ 復興特区法におけるUR都市機構の位置づけ

「東日本大震災復興特別区域法」において、UR都市機構は、従来の業務のほか、委託に基づき、**復興整備計画に記載された復興整備事業**を行うことができることとなりました。

- ・土地区画整理事業の受託
- ・防災集団移転促進事業の受託
- ・災害公営住宅整備事業の受託※ 等

※ 災害公営住宅整備事業(買取型)については都市機構法(第11条1項16号)において規定

■ UR都市機構の復興整備事業基本支援フロー



<お問い合わせ先>

◎独立行政法人 都市再生機構 岩手震災復興支援局

〒020-0871 岩手県盛岡市中央通1-7-25

朝日生命中央通ビル8階

Tel 019-604-3066 Fax 019-604-3028

街に、ルネッサンス



UR都市機構

被災市町村との覚書・協定締結一覧

締結先市町村	締結内容 [締結日等]
岩手県 宮古市	覚書 [4月11日] 協力協定 [4月11日]
〃 山田町	覚書 [1月17日] 協力協定 [3月2日]
〃 大槌町	覚書 [3月28日] 基本協定(災害公営住宅) [4月11日] 協力協定[7月5日]
〃 釜石市	覚書 [3月9日] 協力協定 [3月23日]
〃 大船渡市	覚書 [3月28日]
〃 陸前高田市	覚書 [3月2日] 協力協定 [3月2日]
宮城県 気仙沼市	覚書[6月27日] 協力協定[6月27日]
〃 南三陸町	覚書 [3月2日] 基本協定 (災害公営住宅) [5月11日]
〃 女川町	パートナーシップ協定 [3月1日] 基本協定 (災害公営住宅) [5月11日]
〃 石巻市	基本協定(災害公営住宅) [3月10日]
〃 東松島市	覚書 [2月29日] 協力協定[3月29日]
〃 塩竈市	基本協定(災害公営住宅) [2月1日]
〃 多賀城市	基本協定(災害公営住宅) [3月30日]
福島県 新地町	覚書 [2月29日] 基本協定(災害公営住宅) [2月29日]



今回締結